

令和7年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	700床				
一	般	病	床	282床			
精	神	病	床	418床			
(2) 年	間	患	者	数			
入				院	175,930人		
外				来	139,150人		
(3) 一	日	平	均	患	者	数	
入					院	482人	
外					来	575人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入				
第1款	病	院	事	業	収	益	5,639,357千円
第1項	医	業	収	益	2,860,976千円		
第2項	医	業	外	収	益	2,778,381千円	
		支	出				
第1款	病	院	事	業	費	用	5,827,076千円
第1項	医	業	費	用	5,699,095千円		
第2項	医	業	外	費	用	127,981千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額446,756千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,412千円及び過年度分損益勘定留保資金445,344千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		1,247,558千円
第1項 企 業 債		408,400千円
第2項 県 費 負 担 金		439,158千円
第3項 短 期 貸 付 金 返 還 金		400,000千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		1,694,314千円
第1項 建 設 改 良 費		464,220千円
第2項 企 業 債 償 還 金		737,094千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金		90,000千円
第4項 長 期 貸 付 金		3,000千円
第5項 短 期 貸 付 金		400,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下水給水システム賃借に係る契約	令和8年度	1,987千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	408,400千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合はその債権者と協定し た融通条件による。ただし、都合により 据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又 は低利に借り換えることができるものと する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,032,079千円
- (2) 交際費 73千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、140,081千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、167,270千円と定める。